

## 介護手当の対象となる状態

下記の条件が、すべてそろっている必要があります。

身体状況

① 6ヶ月以上ねたきで  
常時介護の必要な状態  
又は  
② 認知症の方で問題行動があり  
常時介護の必要な状態

+

介護状況

在宅において  
常時介護されている状態である  
(複数名での介護や一部ヘルパー利用は可)

+

要介護認定

介護保険の要介護認定において、  
要介護3～5の判定を受けている

※ 介護保険サービスの利用状況によっては対象とならない場合があります。

※ 複数で介護している場合は、主な介護者が申請者となります。

※ 要介護認定が要介護3以上でも実際の身体状況がねたき等の状態でないとは対象となりません。

問い合わせ先

姫路市役所

高齢者支援課

電話 079-221-2316